

令和6年9月2日

保護者の皆様

三木市教育委員会

熱中症特別警戒アラート発表時の対応について（お知らせとお願い）

日ごろから、本市教育の推進にご理解とご協力を賜り、心から感謝申し上げます。

さて、令和6年4月から改正気候変動適応法が全面施行され、暑さにより深刻な健康被害が発生しうる場合に、県ごとに「熱中症特別警戒アラート」が発表されることになっております。

「熱中症特別警戒アラート」が発表された場合は、広域的に過去に例のない危険な暑さとなり、熱中症等により健康に重大な被害が生じるおそれがあります。

つきましては、お子さまの健康・安全を第一に考え、兵庫県に「熱中症特別警戒アラート」が発表された場合は、下記のとおり対応いたしますので、ご理解とご協力を賜りますようお願いいたします。

記

1 「熱中症特別警戒アラート」発表時の対応

(1) 当日の市立小中特別支援学校は、臨時休業とします。

例：9月1日14時発表 → 9月2日臨時休校

(2) 夏季休業日および休日に、学校行事や部活動等がある場合も上記と同様とします。

(3) 部活動における公式戦等の参加については、別途連絡します。

2 熱中症特別警戒アラートの発表

(1) 県内全ての暑さ指数情報提供地点で、翌日の暑さ指数（WBGT）最高値が35以上になると予想される場合に、環境省から前日の14時頃に発表されます。

(2) 熱中症特別警戒アラートは一日中継続されるため、前日の発表後に天候が変わっても、発表の追加や取り消しはありません。

※詳細は、「環境省熱中症予防情報サイト 熱中症警戒アラーム」をご覧ください。

<https://www.wbgt.env.go.jp/alert.php>

